

2024 年度石油コンビナート等防災計画に係る予防対策取組状況調査結果及び石油コンビナート等防災計画に基づく合同立入検査の実施について

1 調査の概要

「災害予防対策の取組状況」及び「事業所による災害予防対策の取組計画の策定状況」の確認のため、特定事業所を対象にアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、「集中的に確認及び指導する項目」について合同立入検査等による追加調査を実施した。

(1) アンケート調査

調査内容：2024 年度調査様式

(詳しくは、「参考資料 2－1 (2024 年度予防対策取組状況調査票_記入様式)」をご覧ください。)

対 象：75 事業所 (調査回収は 76 件※)

※セントラル・タンクターミナル(株)川崎事業所は「北エリア」「南エリア」各々で調査 (2023 年度調査まで別事業所)

回答期間：2024 年 9 月 2 日から 2024 年 10 月 2 日まで

(2) 追加調査

調査内容：次の「集中的に確認及び指導する項目」に関する取組 (現況と今後の計画の詳細)

・海上入出荷施設 (棧橋) の津波対策 (設問 1－3)

・危険物屋外タンクの側板点検 (設問 2－2、2－2－1)

対 象：26 事業所 (アンケート調査により上記 2 項目の取組更新がみられない事業所)

方 法：合同立入検査 (20 事業所) 及び書面 (6 事業所※) による追加調査

※ 危険物屋外タンクの側板点検のみに係る事業所

期 間：2024 年 12 月から 2025 年 2 月にかけて実施 (合同立入検査は実施済み)

2 調査結果

(1) 継続調査項目 (毎年調査項目)

特定事業所に対するアンケート調査を実施した結果、全ての事業所から回答があった。

	内 容	2024	2023
1	津波対策 (高圧ガス容器の流出防止策) : 津波浸水想定箇所の高圧ガス容器の固定措置をしている	100%	100%
2	事業所外への被害拡大防止対策 : 敷地外へ被害が及ぶ可能性について検討している (検討中含む)	85%	85%
	被害が事業所外に拡大すると判断したときの対応方法を明確化している	87%	88%
3	情報発信 : 地域との定期交流がある	89%	91%
	災害時の情報発信ルールを明確化している	76%	71%
4	防災訓練 (合同) : 行政機関や近隣事業所等との合同訓練を実施している (直近 5 年以内)	87%	95%
5	製品等の製造設備の対策 (計器室の安全管理) : 反応施設等を有するプラントの計器室は耐震基準に適合等している (上乘せ対応、基準適合、または評価実施済)	93%	93%
6	保温材等設置配管の外表面腐食対策 : 点検計画を策定している、または策定の作業中・予定である	81%	80%

計画の予防対策に取組む事業所の割合は、前年度の結果と比較すると大差はなかった。

多くの事業所で、自主的な災害の予防対策の取組を促進又は維持している一方、取組が進まない事業

所も一定の割合で存在する。

(2) 追加調査項目（集中的に確認及び指導する項目）

ア. アンケート調査（隔年調査（前回 2022 年度））

	内 容	2024	2022
1	海上入出荷施設（棧橋）の津波対策： 緊急遮断装置又は緊急切り離し装置を全て設置済みである	43%	46%
2	危険物屋外タンクの側板点検： 点検規定に「屋外タンクの定期点検における側板の点検方法等に関する指針」を反映している	80%	77%
3	点検規定に「特定屋外貯蔵タンクの側板の詳細点検に係るガイドラインについて」を反映している	65%	－

※パーセンテージの数字は対象施設を有する事業所のうち設問の措置を講じている事業所の割合を示す

イ. 合同立入検査及び書面調査

○海上入出荷施設（棧橋）の津波対策（調査対象：20 事業所）

緊急遮断装置及び緊急離脱装置が未整備である理由として、複数の事業所から「法的設置義務がない」「設備投資計画（優先度、経費負担）による」との回答があった。また、今後の整備について、明確に計画している事業所は無かった。一方、全ての事業所で、荷役中止や緊急時の離棧手順など緊急時対応措置を策定するなど事業所の実態に応じた対策を講じていた。

未整備の主な理由	①法定外であるため	3 事業所
	②設備投資計画（優先度、経費負担）によるため	4 事業所
	③荷役中止や緊急時の離棧手順など緊急時対応措置を策定	20 事業所
今後の整備計画	今後の検討とする	4 事業所

○危険物屋外タンクの側板点検（調査対象：10 事業所）

これまでの立入検査及び書面調査において、事業所の点検規定に消防庁の指針・ガイドラインを反映しているか追加調査したところ、対象施設のある事業所にあつては、既に当該指針等を踏まえた点検規程に更新するなどの改善を図り運用していた。

※ 書面の追加調査が未了の事業所においても同様の対応が見込まれる。

3 結果を踏まえた対応（案）

- ・継続調査項目について、コンビナート地域における防災対策の県民・事業者の理解を促進するため、県ホームページ等により公表・周知する。
- ・追加調査項目（2（2））について、今後も事業所の取組状況を把握し、その進捗状況に応じた方策を検討する。